

～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル・とくしま特区」

徳 島 県

《連携団体》

徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町

概要

地方創生の実現に向けた様々な課題の解決を「地方創生の旗手・徳島」が最前線で実践！

- 徳島版「地方創生特区」で既に取り組む「先進的な事業」について、大胆に国の規制緩和を進め、事業の拡大・加速を図る！
- 全国初の「地方版規制改革会議」を設置した徳島が培う「消費者目線・現場主義」により、特区事業を洗練・具体化！

規制改革・制度提案

消費者行政を先導する徳島から消費者目線・現場主義に根ざす「特区」を提案！
《消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」との連携、エシカルな人材育成》

I 「一億総活躍社会」の実現！徳島から「多様な働き方」を推進

- 障がい者雇用率の算定特例の拡充など、障がい者や難病患者の社会参画を促進

II 「お接待文化」息づく徳島ならではの「観光・インバウンド」を推進

- 平時は民泊、発災時には避難所。継ぎ目のない、徳島ならではの「シームレス民泊」の推進

III 地方発！イノベーションの創造を徳島から実現

(i) 環境イノベーションの実現！徳島から「水素社会」モデルを構築

- 水素ステーションの整備促進による持続可能性のある社会の実現

(ii) 空の産業革命！中山間地ドローン活用策を徳島が牽引

- 中山間地における貨物輸送の実用化などドローン利活用モデルの構築

IV 産学民官連携！6次産業化により、「農業」を徳島から意欲的に改革

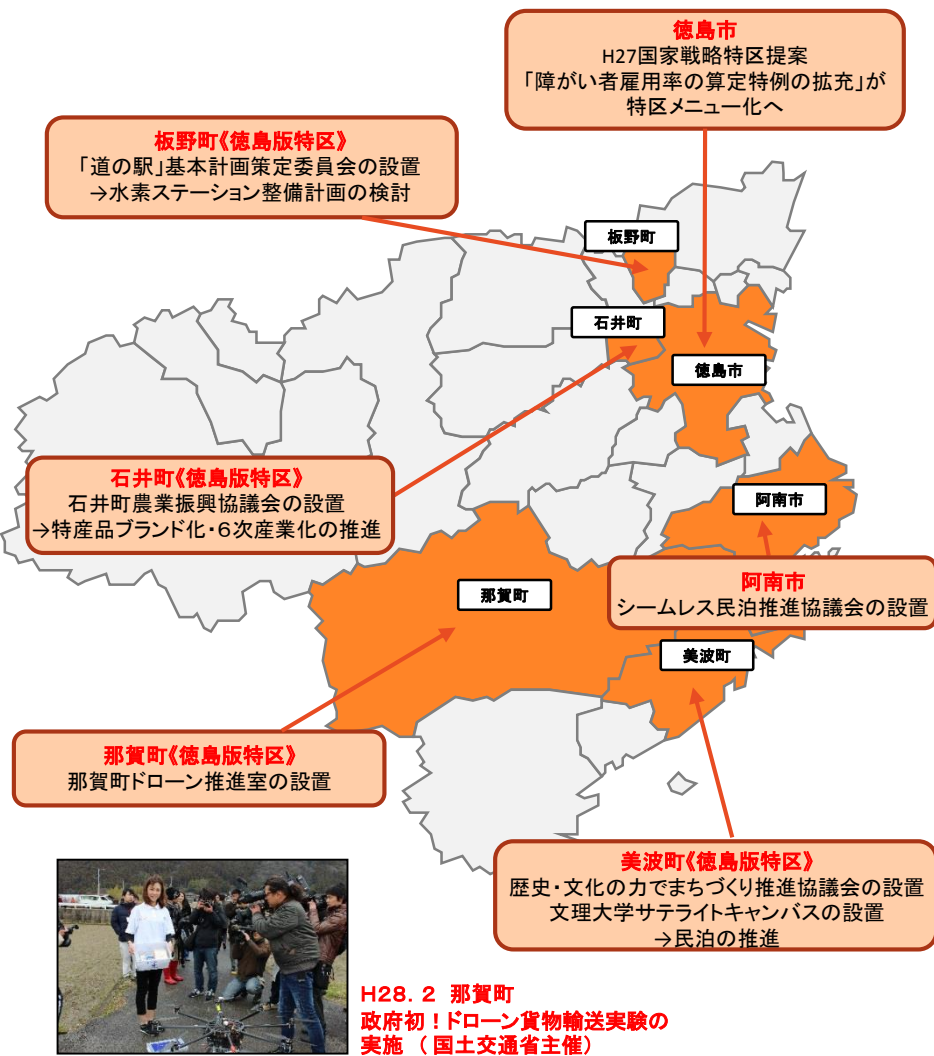
- 徳島大学新学部を核に、国特区メニューの積極活用による農業の振興

徳島県の先進的取組
十国特区の規制緩和
→全国展開に向けた
効果的な実践！

徳島版特区を
国の特区へ
発展！

「課題解決先進モデル・とくしま特区」②

徳島県内に広がる地方創生の先駆的取組み



消費者目線・現場主義に根ざした「特区」の実現

県民ニーズを掴んだ、適切な規制緩和を推進する体制構築が可能！

消費者行政新未来創造オフィス(仮称)



モデルとなった本県の
新未来創造オフィス
(神山町)

徳島県規制改革会議

全国に先駆けて
H28. 4 地方版規制改革会議を設置
(「消費者代表」も参加しての検討)



H28. 7
知事への
第1次提言

消費者教育の推進

エシカル消費



消費者大学校



高校生の実践

制度創設を提案

倫理的消費
コーディネーター
制度の創設

特区事業の推進へ、「消費者目線・現場主義」に立った
実証的取組みにチャレンジできる「徳島ならではの」体制を構築！

消費者行政の先進地だからこそ、
地域のニーズを汲み取り、柔軟に対応！
～進化する特区の構築～

徳島版特区の先駆的な取組みを拡大・加速！今こそ、国の特区へ！

I 「一億総活躍社会」の実現！徳島から「多様な働き方」を推進

障がい者
雇用促進

誰もが活躍できる希望ある社会の構築を目指し、障がい者や難病患者の社会参画を促進するため、障がい者雇用率算定特例の拡充や「テレワーク」の推進により、「多様な働き方」が可能な社会づくりを実践。

本県の強み

- CATV世帯普及率:89.8% 5年連続全国1位
- 「徳島県雇用対策協定」締結(障がい者雇用の促進)
→地方創生に向けた県と徳島労働局との連携
- 特別支援学校と企業(19社)との就労支援協定
- 障がい者工賃 全国第2位
- 障がい者による限界集落サポート
- チャレンジドファーム(農福連携)
- テレワークの推進
(県における実証実験、総務省ふるさとテレワーク)



事業内容

障がい者雇用の促進

H27提案

徳島県・徳島市提案の
国特区メニュー！

共同出資による「有限責任事業組合(LLP)」の設立により、中小企業における障がい者雇用を促進。

「テレワーク」の更なる推進

通所困難な障がい者の、在宅勤務による社会参加を可能とする「テレワーク」の推進。

規制等とそれに対する制度改革の新たな措置

障害者雇用促進法

障がい者雇用拡大を図る
特例子会社制度は
親会社・子会社間しか認められていない。

国家戦略特区メニュー活用

複数企業での共同出資による
「有限責任事業組合(LLP)」で
障がい者雇用率の通算を可能に。

障害者雇用促進法

難病患者については
障がい者雇用率の算定対象外。
一般事業主の雇用が進まない状況がある。

障がい者雇用率の算定について
難病患者も対象に。

障害者総合支援法

通所困難な障がい者が、テレワークによる
就労支援サービスを利用した場合、
同一時間帯に生活支援に関する
訪問系サービスの利用不可。

重度障がい者は必要に応じて
在宅勤務での就労支援サービス利用
の柔軟な運用が可能に。

障害者雇用促進法

通勤困難な難病患者に対して、
就労支援制度の充実を図る必要がある。

難病患者の在宅勤務も、
企業からの発注を奨励する
「在宅就業障害者支援制度」の対象に。

効果

- 「多様な働き方」の推進により、広く雇用の促進につながり、地域経済の活性化が実現。
- 通所困難な障がい者の在宅勤務の推進により、社会進出が促進され、労働力人口の増加が実現。

Ⅱ 「お接待文化」息づく徳島ならではの「観光・インバウンド」を推進

観光誘客
民泊推進

「シームレス民泊」や「外国人版地域おこし協力隊」の創設など、四国遍路の「お接待文化」が息づく徳島ならではの**シェアリングエコノミー**や**外国人材の活用**を図り、「観光・インバウンド」の更なる推進を図る。

本県の強み

- 四国遍路で育まれた「お接待文化」
- 全国唯一、3つの広域観光周遊ルートに位置づけ（四国、関西、瀬戸内）
- 観光圏事業によるブランド観光地域づくり(にし阿波)
- ICT企業のサテライトオフィス進出(県内34社)
→シェアリングエコノミーの醸成(オフィス・車)
- 徳島県民泊推進検討会の設置

美波町(県特区) 農村舞台の復活
及び民泊の推進
阿南市 シームレス民泊の推進
(協議会の設置)



事業内容

シームレス民泊の推進

平時は宿泊場所に、発災時には避難所へとスムーズに移行する、**徳島ならではの民泊の推進**

外国人版地域おこし協力隊の創設

JETプログラム修了者等が、引き続き同じ地域で活動できる「外国人版地域おこし協力隊」制度の創設

規制等とそれに対する制度改革の新たな措置

地域おこし協力隊推進要綱

地域での信頼関係を構築し、効果的な活動を行う**外国人材の確保**に苦慮している。



歩き遍路の外国人にも対応

JETプログラム修了者等が、引き続き慣れ親しんだ地域で活動できる「外国人版地域おこし協力隊」を創設。

旅行業法

- ①**第三種旅行業者等の販売エリアは隣接する市町村のみ。**
地域ならではの企画を広く提供できない。
- ②農家民宿が地域限定の旅行商品を提供する場合は**旅行業法の登録が必要。**

- ①**催行範囲を見直し、隣接市町村より広い範囲の旅行企画実施を可能に。**
- ②意欲ある農家民宿等による**着地型旅行の企画・提供が可能**となるよう柔軟な運用を図ること。

道路運送法

- ①**自家用自動車の有償運送に制限があり、過疎地域の観光客の移動に支障がある。**
- ②タクシーの運行は、**発着地のどちらかが区域内でなければならない。**
観光客の二次交通確保に支障がある。



鶴林寺(太龍寺より)



ちいおり

観光周遊に二次交通の整備は急務

観光客の二次交通確保のため、事業者団体や市町村等と協議のもと**区域会議での柔軟な運用**を可能に。

効果

- 「シームレス民泊」の推進による、地域の実情に合致した**シェアリングエコノミーの新たなモデルの確立・発信。**
- 地域ならではの外国人材の活用や民泊の推進により、観光地としての訴求力が高まり、**観光誘客の促進**が実現。

Ⅲ 地方発！イノベーションの創造を徳島から実現 (i) 環境イノベーションの実現！徳島から「水素社会」モデルを構築

水素ステーションの整備促進と副生水素の有効活用により、「改革2020」に掲げる分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題解決を図る「水素社会」モデルを構築。

本県の強み

- 徳島県水素グリッド導入連絡協議会の設置
→H27. 1 設置。関連企業、大学、国、県で構成。
- 徳島県水素グリッド構想の策定 (H27. 8)
- 水素ステーション整備支援、FCV導入支援の実施
- 自然エネルギー由来・水素ステーションの設置
→県庁敷地内。水素社会啓発・体験ゾーンを形成。

板野町(県特区) 水素ステーションの設置
多機能性有する「道の駅」の整備
及び工業短期大学と連携した水素社会の普及啓発

事業内容

道の駅における水素ステーションの設置

多機能性を有する新たな「道の駅」計画の核となる水素ステーションの設置。

副生水素の有効活用

FCV燃料をはじめ地域の新たなエネルギーとして期待される「副生水素」の効果的な活用。



工場内産業用車両での水素利用

規制等とそれに対する制度改革の新たな措置

地域エネルギーの有効活用

全国各地で発生している「副生水素」の効果的な活用を図る必要がある。

「副生水素」から水素エネルギーを精製・圧縮するため必要な施設整備における支援制度を充実。

道路法、一般高圧ガス保安規則

道の駅に水素ステーションを設置する場合、道路区域内には設置が不可能であり、公道からも一定距離を隔てる必要があることから、必要面積の確保が難しい。

道の駅では、安全性を確保した上で、道路区域内の水素ステーション設置を可能に。

電気自動車(EV)並に

道路整備特別措置法など

高速道路上に水素ステーションがない場合、燃料補給のため、高速道路の乗降が必要となり、通行料金の負担が大きい。

高速道路乗継システム

燃料補給のため高速道路外に降りても、再度同じICから戻れば、連続した走行と認めること。

高圧ガス保安法

産業活用に向けて、安全性を確保した上で、水素ステーションのコスト削減を図る運用見直しの必要がある。

海外では認められている「屋内(cf:倉庫内)での水素充填」や「セルフ充填」を可能に。

Ⅲ 地方発！イノベーションの創造を徳島から実現 (ii) 空の産業革命！中山間地ドローン活用策を徳島が牽引

ドローン

貨物輸送や第一次産業の振興など、中山間地における課題解決を図る実証実験を行い、**ドローン利活用モデルを構築**するとともに、その成果を全国に向けて発信する。

本県の強み

- 政府初ドローン宅配実験の実施(H28. 2 国交省)
- 徳島県UAV活用検討会(県)、徳島県ドローン安全協議会(民間)による普及啓発
- ドローン利活用に向けた実証実験の実施
→林業架線の設置、鳥獣害対策(カモの追い払い)
- 那賀高等学校森林クリエイト科の設置
(ドローンの積極的な利活用)

那賀町(県特区) **ドローン推進室の設置**
ドローンによる地域課題の解決及び魅力発信

事業内容

中山間地におけるドローン貨物輸送の実用化

遠隔医療の取組みと連携し、医薬品はじめ中山間地での貨物輸送の実用化を目指す実証実験を実施

第一次産業の振興を図る実証実験の実施

ドローン関連企業や人材の集積、農林業振興のため、林業支援や鳥獣害対策などの実証実験を実施

規制等とそれに対する制度改革の新たな措置

航空法

ドローンによる実証実験を行う際、急遽、**事前許可が必要な飛行が求められる可能性**があり、速やかな実験の進捗に支障がある。

電波法

実証実験により、**電波に係る特定基地局免許の申請が必要な場合**があり、承認まで時間を要し、速やかな実験の進捗に支障がある。

薬剤師法

薬剤師による**対面での服薬指導**がなければ、**ドローンで処方薬を輸送出来ない。**

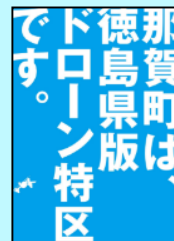


徳島大学の実証実験

実証実験の円滑実施を図るため、**地方自治体や研究機関が行う実証実験**については、用途に関わらず、特区内での、**包括的な許可**を取得できるなど**迅速な対応**を可能に。

国家戦略特区メニュー活用

遠隔医療の実効性向上。テレビ電話での服薬指導により、**ドローンの処方薬輸送**を可能に。



効果

- 中山間地におけるドローンの活用を推進することで、生活支援や農林業従事者の業務省力化が図られるとともに、産業集積や人材育成にも繋がり、**地域活性化や持続可能なまちづくりを実現。**

IV 産学民官連携！6次産業化により、「農業」を徳島から意欲的に改革

農業

産学官民連携した「アグリサイエンスゾーン」を核として、特区メニューを効果的に活用した**農業の振興**を図る。

本県の強み

- 6次産業化「キャリアアップシステム」構築
《徳島大学との連携》**全国初!**
 - ◆「生物資源産業学部」の創設 (H28.4)
 - ◆ アグリサイエンスゾーンの構築
「徳島大学」「県農林水産総合技術センター」を中核拠点に
《農工商が連携した高校の設置》
 - ◆ 吉野川高校「農商連携」
 - ◆ つるぎ高校「農工連携」
- さらに、
 - ◆ 城西高校「アグリビジネス科」(仮称)設置 (H29)
 - ◆ 高大連携「新野キャンパス」を徳大サテライトキャンパスに (H30)
《県農業大学校の取組み》
 - ◆ 県農業大学校の専修学校化 (H27.4～大学編入が実現)

石井町農業振興協議会
を設置

石井町(県特区) 農関連産業の集積と6次産業化の推進

事業内容

6次産業の人材育成と企業の集積を推進

国家戦略特区メニューの活用と産学民官の連携により、「**若手農業者の育成**」「**生産基盤の充実・拡大**」を加速

学生の実証フィールドに



企業の研究施設設置



規制等とそれに対する制度改革の新たな措置

農地法

- ①農業振興には、多様な担い手が必要だが、農業委員会と市町村の連携が不足し、**農地の流動化が進まない。**
- ②**企業の農地取得は認められず**、6次産業化へ向けた、様々な業種からの参入が進まない。

国家戦略特区メニュー活用

- ①農業委員会が行う農地の権利移動の事務のうち、**企業の新規参入部分を市町村が担う**ことを可能に。
現在は養父市限定
- ②一定の要件を満たす場合は、「**農地所有適格法人以外の法人**」も**農地の取得が可能**に。

株式会社の
参入拡大へ

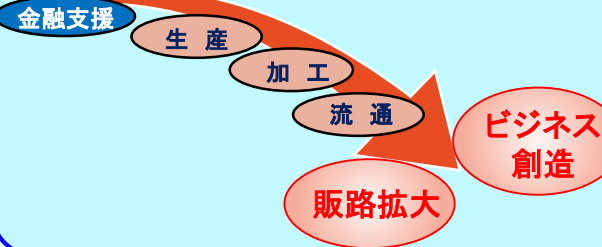
農業信用保証保険法

企業が行う**農業の新規参入**について、6次産業化に対応する**金融支援が不十分**。
cf: 企業が行う資金の借入に対しては、信用保証協会の信用保証を受けられない。

国家戦略特区メニュー活用

6次産業化に対応した**金融支援体制**の構築。

- 国家戦略特区メニューを活用し、商工業とともに行う農関連事業を**信用保証協会の保証**の対象に。
- 一方で、農業を基盤とする商工業を**信連**による**融資対象**に加え、**相互乗り入れ・協調融資**を可能に。



効果

- 産学民官を挙げた6次産業化の推進を図ることにより、基幹産業である農業を「**未来を築く成長産業**」へ進化。